

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立久留米筑水高等学校
課程又は教育部門	全日制

63

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

学校におけるいじめの問題は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

そのため本校では「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」（最終決定平成29年3月14日）を実践し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）を総合的かつ効果的に推進するために以下の目標を設定する。

- ①いじめの放置（見逃し、見過ごし）をなくす。 → 早期発見、対応
- ②「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。 → 抱え込まない
- ③いじめに向かわぬ態度の育成。 → 人間的成长

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

「いじめは絶対許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校にもおこりうる」という共通認識のもとに、生徒をいじめに向かわせないための取り組みを体系的・計画的に行う。

【具体的取組】

- ①策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページに掲載する等の措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ②「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組みの改善を図る。
- ③生徒会を中心に全校集会等でいじめ防止の啓発活動を実施する。
- ④学年・学科集会等で継続的にいじめ防止の啓発を行う。
- ⑤学校行事を通して良好な人間関係づくりを行う。

- ⑥遅刻・欠席（連続・断続）等の出席状況を把握する。
- ⑦部活動においては、各顧問が部員間のより良い人間関係の構築のための指導や部室の利用に関するルール作りを行う。
- ⑧教育相談委員会において、いじめに関する情報を収集し全職員への共有化を図る。
- ⑨PTA総会や学校便り（筑水通信）を通じて学校での取組を説明する。
- ⑩全教職員による校内巡回を適宜行う。
- ⑪職員研修の実施
 - 学校いじめ防止基本方針に関する研修会
 - いじめ防止対策推進法に関する研修会
 - 事例研究研修会
 - 発達障がいや性同一性障がい等に関する研修会

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの問題については「一つでも多く発見し、一つでも多く解決する」という態度が重要である。そのためには早期に発見することが早期の解決につながることは言うまでもない。早期発見のために日頃から生徒と教師の信頼関係の構築に努めることが大切である。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの認知を行う。また、「暴力を伴わないいじめ」やインターネットやSNS等でのものに関して大人は気づきにくく、判断しづらい。周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、些細な兆候であっても見逃がさないよう認知能力を高めることが求められる。そして、生徒に関わる教職員間で情報を共有し、保護者と連携を図りながら対処することが大切である。

（2）いじめの早期発見のための措置

①生徒の些細な変化に気付く

生徒や学級の様子を知るために、生徒や学級のささいな様子の変化に気付くことが重要である。そのために教職員一人一人が生徒との信頼関係の構築に努めながら、日常的に目配りをし、生徒の些細な変化やメッセージを見逃さない。その変化やメッセージに気付いた場合はすぐにいじめ防止対策委員会に報告・相談し情報を共有する。また、学校のみならず、保護者と密に連絡を取り、必要に応じて外部専門家等との連携を通じて生徒が相談しやすい体制を整える。

②いじめ発見のきっかけ

ア) 生徒が出すサイン

視点	具体的なポイント
日常の学校生活と比べて表情や言動に変化がないかに注目する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃と違う表情をしていないか ・理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか ・落ち着きがない、おどおどしている等の様子はないか
他の生徒と比べて違った言動や表情に注目する	<ul style="list-style-type: none"> ・グループを作るときにいつも最後まで残っている生徒はいないか ・友達からの挨拶や言葉かけが少ない生徒はいないか
特定生徒への対応の差異に注目する	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか ・特定の生徒が失敗すると、冷やかされたり笑われたりしていないか

ホームルームの雰囲気に注目する	・ホームルーム全体に無気力感が漂っていないか ・小集団化し、相互の対立や享楽的な雰囲気はないか
-----------------	--

- イ) いじめ実態調査アンケート（いじめに関するアンケート・学校生活アンケート）
 実態把握の手段として、いじめに関するアンケートを毎月1回行う。
 「いじめに関するアンケート」：5月・6月・7月・8月・9月・11月・12月・
 1月・2月・3月
 「学校生活アンケート」：4月・10月
 ※いじめに関するアンケートは記名式と無記名式とする。

ウ) 教育相談（カウンセリング）

スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを実施し、生徒・保護者が相談ができる体制をとる。また、教育相談委員会を定期的に開くことで教職員間での情報の共有に努める。

学校生活アンケートの後に面談週間を設定し、定期的に面談を実施する。また、家庭との連携を図り、保護者を加えた三者面談の設定も効果的に行う。
 そして、保健室横に相談ボックスを置き、毎日チェックをし、情報収集をする。

エ) 保護者との連携

「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」を配布し、保護者の目線から生徒の変化を発見する。

	配布時期	回収・内容確認
1回目（2・3学年）	4月中旬	封筒も同時に配付し、封筒の中に入れて提出
2回目（全学年）	7月上旬	1学期保護者会（三者面談）で回収
3回目（全学年）	12月上旬	2学期保護者会（三者面談）で回収

○生徒や保護者、アンケートでの申し出に対してもいじめ防止対策委員会への報告、連絡を速やかに行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、表出できない生徒や、心身の苦痛を感じない生徒がいることを理解し、適切に対応して被害生徒及び情報提供生徒の安全を守る。

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合（インターネットやSNS等を利用したいじめ等）もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心理的苦痛を感じていない者や心身の苦痛を感じっていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①些細な兆候であってもいじめの疑いのある行為にはその場で速やかにその行為を止めさせる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合は

真摯に傾聴し、対応する。

- ②発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、速やかに教頭、生徒指導主事、学年主任に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後、関係生徒から聴き取りを行い、正確な情報収集といじめ事実の有無を確認する。
- ③いじめの疑いが生じた場合は、速やかに校長に報告し、管理職から県教育委員会へ第一報をいれる。状況に応じて北筑後教育事務所等の関係機関に相談する。
- ④被害生徒、加害生徒の保護者への連絡は家庭訪問等により直接会うなどして丁寧に行う。
- ⑤いじめた生徒に対して指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合やいじめが犯罪行為として認められる場合、いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署（久留米警察署）に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥部活動において顧問がいじめを発見、または通報を受けた場合も同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する際には本対応を周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から丁寧に聴き取りを行うとともに必要であれば関係生徒からも聴き取りを行い、正確な事実を把握する。その際、情報を提供した生徒の要望に配慮する等適切に対応する。

聴き取りにあたっては、いじめられる側にも問題があるという認識ではなく、いじめられた生徒の自尊感情が高まるように配慮して聴き取りを行う。また、支援にあたっては生徒の個人情報の取り扱い等十分に留意して対応する。

いじめられた生徒の保護者に対しては家庭訪問等を通じて速やかに事実関係を報告し、組織的に生徒を守ることを伝える。併せていじめられた生徒が信頼できる人（親しい友人、部活動顧問等関わりが深い教職員、家族、地域でかかわりが深い人）や専門家と連携し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保等いじめられた生徒の支援体制を構築する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒からも聴き取りを行う。必要に応じて外部専門家の協力を得る。聴き取りに関する内容は迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。また、保護者と連携して、以後の対応に協力を求めるとともに、保護者に対して助言を行う教育上必要と認められた場合、学校教育法第11条により懲戒を加えることもある。

「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為で、重大な人権侵害である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも注目し、いじめた生徒が抱える課題に着目し、いじめに向かわないよう健全な成長を促す指導を行う。状況によっては当該生徒が心理的な孤立感や疎外感を感じないよう配慮した上で特別指導・出席停止・警察との連携による措置など毅然とした対応をするとともに、プライバシーにも留意して対応する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、次のことを集団に対して働きかける。

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学科全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学科・学校全体へ示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることと理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある正しい行動であることを指導する。
- ⑤いじめに関する記事や事例等の資料に基づいていじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- ⑥学校行事や部活動、実習等の機会を人間関係作りを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒同士の良好な人間関係が作れるよう適切に指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるために、直ちに削除依頼するなどの措置をとる。

生徒に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署（久留米警察署）に通報し、適切に援助を求める。また、早期発見の観点からネットパトロールを実施する等ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見に努めるとともに、ネット上の問題に関しての相談の受付や関係機関の取り組みについて生徒に情報を提供し、周知を図る。さらに、未然防止の観点から学校における情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に関する面談や学校通信などを通じてネット上のトラブルの深刻さに対する理解を促す啓蒙活動を継続的に行う。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNS等を通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。以上をもとに、いじめ防止対策委員会での会議により、校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

いじめの兆候が見られたら、当事者・周辺生徒への聴き取り、調査を迅速に行う。職員は複数で調査し、客觀性を担保して、早急に情報を得ると共に、教育委員会への連絡を通して県知事への第1報を入れる。

（2）調査結果の提供及び報告

調査によって明確となつた事実関係については、被害生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、対応した組織の代表者は、教育委員会への連絡を通して、県知事への速やかな報告を行う。

調査結果には、今後の同種の事態防止策や、被害生徒・保護者の調査結果に対する所見を含める。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称

（第22条） いじめ防止対策委員会
（第28条） いじめ重大事案対策委員会

（2）いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と確認を行い、情報の共有を行う。
- いじめであるかどうかの判断を行う。
- 関係生徒への事実関係の聴取と確認。及び、指導や支援体制などの対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行する。

（3）いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- 重大事態に係る事実関係の調査
- 調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供
- 重大事態の発生にともなう県教育委員会を通じた知事への報告

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ防止対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

- ①いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- ②いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたP D C Aサイクルに基づき行う。